

第4章 将来像の実現に向けた施策

4.1 施策の体系

	基本方針	施策の内容	関連するSDGsの目標	
みんなで 活かして・つくり・高め・育てて・継なぐ こまへの緑	活 (1) まちの緑を活かそう	①多様な主体を育む緑の活用 ②人のネットワークを育む緑の活用	緑を知り体験する機会づくり 緑を育む人づくり 緑を通したコミュニティの場の創出 緑を育み活かす仕組みづくり	4 質の高い教育をみんなに 17 持続可能なパートナーシップを構築しよう
	創 (2) 彩り豊かな緑がつながるまちをつくらう	①身近な場所での緑の創出 ②緑のネットワークづくり	公共施設における緑の創出 民間施設における緑の創出 緑のネットワークの形成 接道部緑化の推進	15 陸域生態系の保護
	高 (3) 身近な公園の魅力高めよう	①特色ある公園づくり ②多様な主体による公園の管理運営	都市公園、緑地などの整備 身近な公園の機能再編 市民・地域主体の公園管理 安心して利用できる公園づくり	11 持続可能な都市とコミュニティを創出しよう 15 陸域生態系の保護
	育 (4) 「農」を活かした緑のまちを育てよう	①多面的活用による農地の保全 ②地域連携による農地の保全	制度や多面的機能を活かした農地の保全 市民交流による農地の保全 地域で支える農業の展開による農地の保全 多摩川流域で支える農業の展開による農地の保全	2 気候変動に具体的な対策を 15 陸域生態系の保護
	継 (5) 狛江らしい緑を次世代に継なごう	①地域の景観をつくる緑の継承 ②狛江らしい緑と水の継承	樹林地の保全と活用 保存樹木などの保全と管理支援 特別緑地保全地区や古墳の保全 多摩川・野川の環境保全	6 安全な水とトイレを世界中に 13 気候変動に具体的な対策を 15 陸域生態系の保護

4.2 施策の内容

活 (1) まちの緑を活かそう

①多様な主体を育む緑の活用

- ・緑を守り、活かすためには、市民一人ひとりが身近な緑について知ること、実際に行ってみることが重要です。そのため、身近な公園の樹木の名前や花の見ごろ、樹林地や農地の現状などの緑に関する様々な情報発信を進めるとともに、公園や樹林地、農地をめぐるイベントなど、市民が現地に行ってみる機会を創出していきます。また、市民や事業者が花や緑について学ぶ機会、緑化の相談ができる機会を設けていきます。
- ・さらに、緑を守り、活かす活動に携わる人を増やしていくため、子どもたちの学習機会の充実を図るとともに、緑保全・緑化活動に関わる市民・団体の活動発表や交流の場をつくっていきます。

施策	
■緑を知り体験する機会づくり	○緑に関する情報発信・体験機会の充実 ○市民や事業者などを対象とした緑に関する相談会、講習会などの開催
■緑を育む人づくり	○学校教育と連携した緑に関する学習機会の充実 ○（仮称）緑の市民講座の開設 ○緑保全・緑化活動に携わる市民の活動発表・交流の場づくり



春と秋に開催され、緑化相談も行われる
花とみどりの即売会



野川生きもの調査会（夏季）

②人のネットワークを育む緑の活用

- ・ 緑を通したコミュニティの場として、緑の保全・調査活動やワークショップなど、緑の保全・創出に関するスキルアップの機会を継続的に創出し、緑に関する活動を市民・事業者・行政で連携して推進していきます。また、アドプト制度*などを活用して、公園や児童遊園、多摩川など、身近な場所から市内の緑を増やしていきます。
- ・ 市民のライフステージに応じた多様な参加・協働の機会を設けていくため、クラウドファンディングを通じた協力、SNSを使った緑の情報発信、記念樹や施設の寄附制度、緑保全・緑化活動の体験の場づくりなど、新しい参加の仕組みづくりを進めます。

施策	
■ 緑を通したコミュニティの場の創出	○ 緑の保全・調査活動やワークショップの推進 ○ アドプト制度などを活用した身近な緑保全・緑化活動の推進
■ 緑を育み活かす仕組みづくり	○ 新しい参加の仕組みづくり（クラウドファンディング、SNS活用、記念樹寄附制度、活動体験など）



狛江市における公園の現状と課題を市民と共有し、和泉多摩川緑地への都立公園誘致やこれからの公園づくりについて市民と考える「狛江市公園フォーラム」のワークショップ成果



市民、事業者、団体からの寄附により多摩川水神前に設置された思いやりベンチ

創 (2) 彩り豊かな緑がつながるまちをつくろう

①身近な場所での緑の創出

- 市庁舎、地域センター、小中学校、保育園などの公共施設において、施設の新築・増築時に率先して緑化に取り組みます。また、学校校庭など、すでに緑化した施設の適切な維持管理に努めます。
- 民間施設において、市民、事業者と協力して身近な場所の緑化を推進することで、緑の創出、景観の向上を図ります。また、開発事業* に際して、緑化指導を通じて接道部緑化や樹木植栽などを事業者に促し、緑の減少を補てんするとともに、より質の高い緑の創出を進めます。さらに、地区計画* や緑地協定*、市民緑地認定制度* などを活用して、地区の個性を活かした市民主体のきめ細かなまちづくりを推進します。

施策	
■ 公共施設における緑の創出	○屋上緑化・壁面緑化・緑のカーテンなどによる公共施設の緑化推進 ○学校の緑化と緑の適切な管理
■ 民間施設における緑の創出	○屋上緑化・壁面緑化・緑のカーテンなどによる民間施設の緑化推進 ○開発事業などにおける緑化指導 ○開発事業における緑化基準の見直し検討 ○地区計画や緑地協定、市民緑地認定制度などを活用した緑の創出



緑の丘児童遊園で育てたゴーヤ棚

②緑のネットワークづくり

- ・市域の南部地区を流れる多摩川と北部地区を流れる野川、市内を縦断する野川緑地公園や岩戸川緑地公園、旧水路などを活用し、市域を緑でつなぐことにより、市全域で緑と水を感じることでできる基盤をつくります。また、都市計画道路の整備に併せた道路緑化、既存の街路樹の健全な育成・更新を通じて、質の高い緑のネットワーク形成を目指します。
- ・生け垣造成や道沿いガーデンなど、民有地における接道部の緑化を市民、事業者と協力して進めることで、四季の彩りを感じられる緑のまちなみづくりを進めます。

施策	
■ 緑のネットワークの形成	○多摩川と野川をつなぐ緑のネットワークの整備 ○街路樹のネットワーク化と育成 ○緑でつなぐ散策ルートの整備
■ 接道部緑化の推進	○接道部緑化の支援（緑のまち推進補助金） ○個人宅の庭などを活用した狛江市版オープンガーデンの推進



岩戸川緑地公園
(岩戸川緑道)



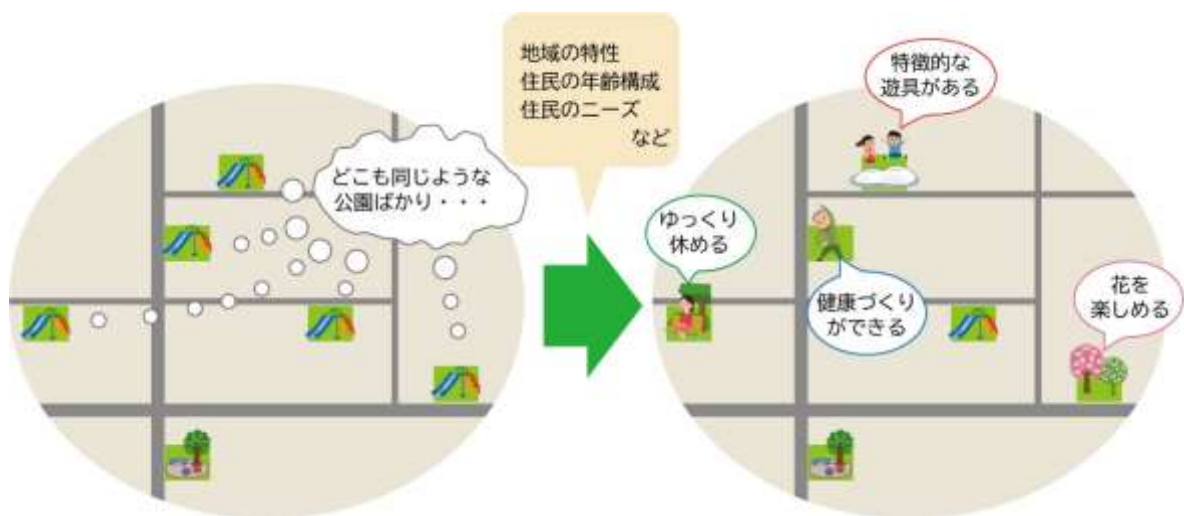
六郷さくら通り

高 (3) 身近な公園の魅力高めよう

①特色ある公園づくり

- 公園は、市民にとって身近で日常的に触れ合うことのできる緑です。誘致圏などを考慮し、公園空白地域の減少及び配置の偏りの解消を目指して適切な配置を検討し、計画的に都市公園、緑地などの整理及び整備を進めます。その際、生産緑地地区を都市計画公園に指定することなども検討し、公園の適正な配置と緑の減少抑制を図ります。
- 市内の公園は、開発事業に際して整備された提供公園が多く、個々の面積が小さく、比較的近接しているという特徴もあります。小規模な公園一つ一つに特色を持たせ、利用者が目的に応じて公園を選べるよう、機能の再編・再整備の検討を進めます。また、公園は、震災時における延焼防止の機能、避難場所、救援、復興の拠点としても重要な役割を持っています。そうした活用を考慮した設備の配置など防災機能の充実について検討を進めます。

施策	
■ 都市公園、緑地などの整備	○都市公園（亀塚・猪方小川塚・土屋塚・白井塚公園など）、緑地などの整備 ○都市計画変更を含む公園緑地の適正配置の検討 ○和泉多摩川緑地への都立公園誘致に向けた東京都との協議 ○公園緑地の購入・借用を目的とした緑化基金の活用
■ 身近な公園の機能再編	○小規模公園の機能再編・再整備の推進 ○公園緑地の防災機能の充実 ○シンボルツリーの育成



小規模公園の機能再編・再整備のイメージ

②多様な主体による公園の管理運営

- ・身近にある公園は、地域のコミュニティ活動の場としての役割も持っています。市民が設計時から関わり、主体的に管理を行う公園を増やし、市民による市民のための公園づくりを推進していきます。また、公園を地域のにぎわい創出、子育て、教育、福祉などに活かしていくため、市民をはじめ様々な民間活力と連携した公園の管理・活用を検討していきます。
- ・公園の樹木の適切な維持管理・育成、施設の長寿命化、バリアフリー化などを進め、市民が安心して憩える空間として維持管理していきます。

施策	
■市民・地域主体の公園管理	○市民協働による公園の管理運営・活用の推進 ○民間活力と連携した公園管理の検討
■安心して利用できる公園づくり	○公園樹木の適切な維持管理・育成 ○公園施設の長寿命化・バリアフリー化



市民による自主管理の活動が行われている
前原公園（とんぼ池公園）



子どもたちが自由な発想で自由に遊べる
西河原公園のプレーパーク（冒険遊び場）

育 (4)「農」を活かした緑のまちを育てよう

①多面的活用による農地の保全

- 農地は、環境保全、防災機能などの多くの役割を有するとともに、市内の緑地の大半を占める貴重な緑となっています。しかし、相続や農業者の高齢化、後継者不足などから、農地を保全することは困難な状況となってきています。
- そのため、農地を維持保全していくための都市計画制度などを活用し、地域のまちづくりと連携して農地の保全を進めます。
- また、市民農園・体験農園* などによる農地の活用、援農ボランティアの育成により、市民が農と触れ合い、農業者と交流する取組を通じて、緑地としての農地の保全を支援します。

施策	
■ 制度や多面的機能を活かした農地の保全	○ 農地を保全するための制度の活用（生産緑地、特定生産緑地、都市農地貸借法の活用、農の風景育成地区* の検討） ○ 多面的機能を活かした農地の保全（防災協力農地制度* の普及など）
■ 市民交流による農地の保全	○ 援農ボランティアの育成 ○ 市民農園・体験農園などによる農地の活用



出典：狛江市観光協会ホームページ

市内の農地

②地域連携による農地の保全

- ・農地を緑地として保全していくためには、農業を「なりわい」として成立させることも重要です。そのため、市民に向けて狛江産農産物のPRや販売促進を図っていくことや、学校教育などと連携して食育*を進めることで、地域で狛江の農業を支えていきます。
- ・また、農産物販売や農を通じた交流などの面で多摩川源流域と連携することにより、多摩川流域全体で農を活性化させ、市内の農地の保全につなげていきます。

施策	
<p>■ 地域で支える農業の展開による農地の保全</p>	<p>○ 狛江産農産物のPR・販売促進（農業祭などのイベント開催、スーパーマーケットにおける販売促進、レストランへの提供など）</p> <p>○ 学校教育などとの連携による食育の推進（学校給食への狛江産農産野菜の提供、福祉農園・学童農園の取組推進など）</p>
<p>■ 多摩川流域で支える農業の展開による農地の保全</p>	<p>○ 農産物販売などを通じた連携と交流の推進</p>

【参考】都市農地の保全に関する新しい動き

都市農地は、これまで宅地化により大きく減少してきましたが、都市農業基本法制定などを経て、都市に「あるべきもの」へと位置付けが大きく転換され、都市農地の保全につながる様々な新しい制度や取組が始まっています。

特定生産緑地

生産緑地は、通常、指定から30年が経過すると買取り申出ができますが、特定生産緑地に移行することで買取り申出の時期は10年間延長されます（以降、繰り返し10年の延長が可能）。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（都市農地貸借法）

従来貸借できなかった生産緑地を、所有者が安心して貸し出すことができるようにした制度。制度を活用することで、他の農家が耕作したり、民間事業者などが市民農園を運営したりすることが可能となります。

東京が新たに進めるみどりの取組（令和元（2019）年5月）

「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標に、東京が進めるみどりの取組。方針の1つに「将来にわたり農地を引き継ぐ」を掲げ、営農継続の支援、農地の貸借の促進などに取り組むこととしています。

農の風景育成地区

東京都が平成23（2011）年に創設した制度。農地や屋敷林が比較的まわって残り、特色ある風景を形成している地区を指定し、農地等の保全を図るために都市計画制度などを積極的に活用して、地域のまちづくりと連携して農のある風景を保全、育成するものです。

継 (5) 狛江らしい緑を次世代に継なごう

①地域の景観をつくる緑の継承

- ・現在指定されている保存樹林や保存樹木は、明治期頃に存在した森林と重なるものも見受けられ、地域資源や地域景観の重要な要素となっています。このような地域の景観を構成する緑を、市民・事業者・行政で連携して適正に維持管理し、緑豊かな狛江を次世代に“継ないで”いきます。
- ・樹林地については、東野川三丁目樹林地・中和泉樹林地・西野川樹林地の実態を正確に把握した上で、管理目標を定め、樹木の安全対策を行うなど、長期的な視点で管理を行います。また、都市緑地法の制度（管理協定制*、市民緑地契約制* など）や緑化基金を活用し、まとまりある緑の保全を検討します。
- ・保存樹木などについては、電子化したデータをもとに一元管理を行っていきます。また、保存樹木などの新規指定を促進するとともに、市民ボランティアによる落ち葉清掃と堆肥化など、保存樹木など所有者の管理の負担軽減につながる支援策を検討します。

施策	
■ 樹林地の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 樹林地の管理目標の設定と適正な維持管理 ○ 各種制度、緑化基金を活用した樹林地の保全
■ 保存樹木などの保全と管理支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ データの電子化による保存樹木などの一元管理 ○ 保存樹林・保存樹木・保存生け垣の指定推進 ○ 市民ボランティアによる落ち葉清掃、資源循環、みどりパトロールなどの支援の検討

【参考】樹林地を取り巻く課題

狛江市に残る樹林地の保全における最も大きな課題は、宅地化による樹林地の消失です。

これに加え、残された樹林地を健全な状態で維持していくことも、課題となりつつあります。樹林地が適切に維持管理されず、樹勢の衰えた樹木や生育不良の樹木が増えると、枝折れや倒木の危険が高まります。さらに近年では、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、これまでより強い台風によって多数の倒木が発生する被害も生じています。

こうした問題を防ぐため、樹林地の適正な維持管理に取り組むことが急務となっています。



平成 30 (2018) 年の台風により多数の倒木が発生した西野川樹林地

② 狛江らしい緑と水の継承

- ・ 狛江市には、狛江駅北口に広がる貴重な緑地である狛江弁財天池特別緑地保全地区や、多摩川流域における先進事例である狛江水辺の楽校、カワセミをはじめとした貴重な生きものが見られる野川、市内各所で見られる古墳など、個性と歴史のある多くの緑と水が存在しています。
- ・ 狛江弁財天池特別緑地保全地区については、市民団体による保全と活用、樹木の適正管理を推進していきます。また、古墳については、保存と周辺環境整備を進めます。
- ・ 多摩川や野川については、清掃活動、生物多様性に配慮した調査や観察会を継続していきます。また、多摩川河川敷については、市民・事業者・行政で連携し、有効活用を図ります。野川については、合流式下水道*の更なる改善を進め、雨天時の野川への未処理下水の流入を抑制することで、水質の向上を図ります。また、両河川について、国や東京都と調整しながら、調和のとれた河川環境の保全を図ります。
- ・ 自然が有する防災・減災、地域振興、環境といった各種機能を活かせるよう河川や地下水、樹林地などを保全し、局地的な豪雨による水害対策や水循環の推進を図ります。

施策	
<p>■ 特別緑地保全地区や古墳の保全</p>	<p>○ 特別緑地保全地区の調査・保全活動の推進</p> <p>○ 古墳の環境整備による保全</p>
<p>■ 多摩川・野川の環境保全</p>	<p>○ 河川での清掃活動・自然環境調査・観察会の開催</p> <p>○ 多摩川河川敷の有効活用と協働による管理</p> <p>○ 合流式下水道の更なる改善による野川の水質向上</p> <p>○ 河川環境保全についての国や東京都との調整</p> <p>○ 民有地の雨水浸透ますの設置促進</p> <p>○ 公有地での雨水浸透の推進</p>



五本松



狛江弁財天池特別緑地保全地区のひょうたん池